対象施設周辺地域において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

対象施設の管理者 土地の所有者等 2 国又は地方公共団体 (公務の場合に限る)





対象施設の管理者等への同意の申請

通報に先立って、小型無人機等の飛行を行おうとする 対象施設周辺地域に係る

- ・ 対象施設の管理者
- 土地の所有者等(当該土地の上空を飛行させる場合のみ) のいずれかから、当該飛行を行う同意を得る必要があります。 (同意を証する書面の交付を受ける必要があります。)

都道府県公安委員会への事前の通報(警察署長経由)



- 〇 小型無人機等の飛行を行う48時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署長に、 所定の様式の通報書を提出してください。
- 〇 この際、実際に飛行させる小型無人機等を警察署長に提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該 小型無人機等の写真を提出することで足ります。

また,これに加えて,

- ②の場合 · · · 小型無人機等の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しを提出することが必要です。
- ③の場合・・・対象施設の管理者等から交付された同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。
- ※ **災害その他緊急やむを得ない場合**に限っては、**小型無人機等の飛行を行う直前まで**に、警察署長に**口頭で通報**することで 足りることとしています。ただし、その場合であっても、「①②以外の方」については、対象施設の管理者等から当該飛行 に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。

なお、対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には、都道府県公安委員会のほかに管区海上保安本部長への通報が必要となります。